

# 大阪府新興感染症に係る協定締結医療機関 施設整備費補助金について

## 1 概要

感染症法第36条の3第1項に基づく協定を府と締結した医療機関において、新興感染症の発生時に、協定に基づく対応を速やかに実施できるよう、協定締結医療機関が備えとして実施する施設整備を支援するものです。(令和6年4月1日時点で協定締結が完了している医療機関を対象とします。)

## 2 対象となる事業の内容

・協定の内容(病床確保数や、対応可能人数等)を踏まえ、府が必要と認める範囲の次の事業

| 区分                | 対象となる医療機関  | 対象医療機関   | 補助率   |
|-------------------|--|--|-------|
| (1) 病室の感染対策に係る整備  | ・個室の整備(専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。)等                        | ・病床確保に係る協定締結医療機関   | 2/3   |
| (2) 病棟等の感染対策に係る整備 | ・多床室を個室化するための可動式パーティションの設置<br>・病棟入り口の扉の設置<br>・病棟のゾーニングを行うための改修 等 | ・病床確保に係る協定締結医療機関   | 10/10 |
| (3) 個人防護具保管施設の整備  | ・個人防護具保管庫の設置<br>・個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等                         | ・次のうち、両方の対応を含む協定締結医療機関<br>ア 病床確保、発熱外来、自宅療養者への医療の提供のいずれかの措置<br>イ 要領で定める全ての個人防護具について、2か月分以上の使用量の備蓄を含む協定の締結医療機関 | 10/10 |

※(3)の要領で定める個人防護具とは、サージカルマスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋を指します。

※(3)の個人防護具保管庫本体は、建物の改修等工事を伴う場合に限り補助対象となります。

※過去に新型コロナウイルス感染症対策として府から同種の補助金(3 頁8参照)の交付を受けたことがある場合、同種の施設整備についての補助は受けられません。

## 3 補助基準

| 区分                | 単価の上限       | 整備対象の上限 |
|-------------------|-------------|---------|
| (1) 病室の感染対策に係る整備  | 14,546 千円/室 | 3室/施設   |
| (2) 病棟等の感染対策に係る整備 | 239,300 円/㎡ | 30 ㎡/施設 |
| (3) 個人防護具保管施設の整備  | 239,300 円/㎡ | 20 ㎡/施設 |

※(3)について、病床確保、発熱外来、自宅療養者への医療の提供のうち、複数の措置を含む協定を締結している医療機関であっても、上限は同じ(1施設あたり 20 ㎡)です。

#### 4 補助金所要額の計算方法

・補助金所要額は、以下の3つを比較し、一番低い額に、補助率を乗じて算出します。

- ①総事業費(補助対象外の施設整備を含む経費)－当該事業に係る寄附金等の収入(収支差額)
- ②補助対象となる施設整備に要した経費
- ③補助基準額

※③については、実際の整備室数、面積、単価が上限室数、面積、単価を下回る場合には、実際の整備室数、面積、単価で算定するものとします。(別紙参照)

#### 5 スケジュール

| 時期         | 内容                     |
|------------|------------------------|
| ・令和6年4月26日 | 府への事業計画提出期限            |
| ・令和6年6月    | 府から計画に基づく交付上限額の内示      |
| ・内示以降      | 医療機関において各種整備に着工        |
| ・時期未定      | 交付申請、交付決定<br>実績報告、額の確定 |
| ・令和7年4～5月  | 府から医療機関へ補助金交付          |

#### 6 事業計画について

- ・別紙の計画書に、必要事項を記入の上、整備箇所の図面及び見積書とともに、大阪府行政オンラインシステムによりご提出ください。
- ・事業計画の提出がない場合、補助金の交付は受けられませんのでご注意ください。

#### 7 留意事項

- ・事業計画の内容を審査し、本事業の原資となる国補助金の内示及び府の予算の範囲内において、各医療機関の交付申請上限額を内示します。
- ・この内示額は、補助の上限となり、後日の計画変更等による増額はできません。
- ・事業計画を提出した医療機関における補助金所要額の総計が国補助金又は府の予算を超過する場合や、計画の内容が、協定の内容に対し過大であると府が判断した場合、補助対象として採択されないことや、計画による補助金所要額に対し満額の内示額とならないことがありますので、ご了承ください。
- ・6月に予定している内示以降に着工され、令和7年3月末までに完了する整備事業が対象です。内示前に着工された場合や、令和6年度中に完了しない場合、補助対象となりません。

## 8 過去に補助実績がある場合に本事業の対象外となる補助金

(1)～(3)の区分ごとに、次の補助金(いずれも令和2年度～5年度実施分)です。判断は区分ごとに行います。

※病床確保の協定締結医療機関で、(1)のみ同種の補助金を受けていた場合、(2)～(3)は補助を受けられません。

| 区分                | 新型コロナ対策の同種の補助金  |
|-------------------|---|
| (1) 病室の感染対策に係る整備  | ・新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備等整備事業<br>・新型コロナウイルス感染症類似症状患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金 |
| (2) 病棟等の感染対策に係る整備 | ・新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備等整備事業<br>・新型コロナウイルス感染症類似症状患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金 |
| (3) 個人防護具保管施設の整備  | —   |

## 補助基準額の計算方法

【例】実際にかかった経費:42,875 千円(内訳は以下のとおり)、総事業費同額、収入 0 の場合

(1)病室感染対策:16,000 千円×2 室=32,000 千円

(2)病棟等感染対策:225,000 円×15 m<sup>2</sup>=3,375 千円

(3)個人防護具保管庫:250,000 円×30 m<sup>2</sup>=7,500 千円

■単価、面積等ともに、基準単価・面積等と実際の単価・面積等を比較し低い方を採用し、基準額を計算

| 区分                | 単価               |                  | 面積等                     |                         | 基準額                         |
|-------------------|------------------|------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------------|
|                   | 基準               | 実整備              | 基準                      | 実整備                     |                             |
| (1) 病室の感染対策に係る整備  | <u>14,546 千円</u> | 16,000 千円        | 3 室                     | <u>2 室</u>              | 14,546 千円×2 室               |
| (2) 病棟等の感染対策に係る整備 | 239,300 円        | <u>225,000 円</u> | 30 m <sup>2</sup>       | <u>15 m<sup>2</sup></u> | 225,000 円×15 m <sup>2</sup> |
| (3) 個人防護具保管施設の整備  | <u>239,300 円</u> | 250,000 円        | <u>20 m<sup>2</sup></u> | 30 m <sup>2</sup>       | 239,300 円×20 m <sup>2</sup> |

※下線は基準額と実際の数値を比較し小さい方です。

■区分(1)~(3)ごとに、4①(収支差額)、②実経費、③上記の基準額のうち、一番小さい数値に補助率を乗じて補助額を計算します。

(1)①=②>③…14,546 千円×2 室×2/3=19,394 千円

(2)①=②>③…225,000 円×15 m<sup>2</sup>×10/10=3,375 千円

(3)①=②>③…239,300 円×20 m<sup>2</sup>×10/10=4,786 千円



補助金額:27,555 千円